

日本語教育における「命令文」についての一考察

横田 隆志*

A study of “Imperative sentences” in the Japanese language education

Takashi Yokota *

Received October 31, 2007

Abstract

This study examines to consider the imperative sentences that do not use the standard imperative form or prohibition form in Japanese education.

Given that the imperative sentences are decided that “a speaker is going to demand a certain act and a state to a listener,” the sentences to have a meaning characteristic such as it are one of the imperative sentences. In addition, prohibition that “a speaker requests not to perform an act in the listener and a state” is considered one form of imperative sentences.

At the beginner’s class in Japanese education, it is taken up with most beginners’ class textbooks about imperative sentences that uses imperative / prohibition form. However, there is not one textbook taking up imperative sentences that do not use imperative form as a learning syllabus, and it is rare for the Japanese learner to learn the order without the imperative form. Therefore I considered how imperative sentence show up with the verb of the learning item, *I* adjective, and *NA* adjective and noun at the beginner’s class without the imperative form.

キーワード

命令文・命令形・日本語教育・初級のシラバス・日本語教育文法

* 国際交流センター
International Exchange Center

1. はじめに

日本語教育の世界では、近年、日本語学習者の立場に立ち、コミュニケーションに役に立つことを第一に考えた「日本語教育文法」の研究が盛んにされている。そこでは、教え方の工夫ではなく、教える内容について日本語教育の立場から根本的に見直そうとしている。その中の一つとして「命令形」が取り上げられ、小林（2005）は、「命令形」は実際のコミュニケーションの場では地域や話者の性別による違いがあるものの、ほとんど使用されていなく、「ていねい形」を基調とする初級教科書の中で自然な用例を提示することは難しいため、無理に教える必要はなく、初級の文法シラバスには必要がないと述べている。

確かに「命令形」を初級の段階で学習者が使用することはほとんどないであろう。また、「命令形」を使った「命令文」を聞くことは少ないと思われる。しかし、「命令文」は「命令形」を使用したものばかりではなく、初級の日本語学習者が「命令形」を使用していない「命令文」を聞く機会が多いはずである。これは、初級の日本語学習者が教室で日本語を学習する際に教室日本語の中に必ずと言っていいほど「命令文」が存在するからである。その「命令文」を日本語教師が無意識のうちに使用していることもあるだろう。だが、「命令形」の形をしていない「命令文」の存在を初級の日本語学習者は知らない。また、初級の文法シラバスにも存在しないため、それらの「命令文」が「命令」として使用されていることにも気付かない日本語学習者も多いのではないだろうか。

そこで、本研究では、「命令形」以外の「命令文」が実際にどのような形で会話等に表出するかを日本語教育の立場から考察する。

2. 命令文の条件

命令とは「話し手がある行為や状態を聞き手に求めようとする」ことであり、そのような意味特徴を持つ文が命令である。ここでは、禁止も「話し手が聞き手にある行為や状態を行わないように求める」ことであるので、命令に含める。

話し手がある行為を聞き手に求めようとする表現には命令・依頼・勧誘がある。命令・勧誘は聞き手だけが行う行為、勧誘は話し手と聞き手が共に行動をする点で違い、また、命令は聞き手に行為を強制するものであるのに対し、依頼は決定権が聞き手にあるという点で違う。命令の条件としては、聞き手に選択権はなく、強制するものである。

また、そのような命令の条件を命令は発話・伝達のモダリティを持った文である働きかけの文であると考え、運用的な条件としてまとめたものに、仁田（1991）がある。仁田は命令条件を「話し手」の条件、「聞き手」の条件、そして、その「事態」の条件の3つの条件に分類し、考察した。

話し手の条件

[I, a] 話し手は相手たる聞き手に対して働きかけを行いうる立場・状況にある

[I, b, 1] 話し手は、相手たる聞き手がある働きを実現することを、望んでいる、

[I, b, 1] 話し手にとって、相手が実現する事態は、都合のよい・望ましい・好ましいも

のである

聞き手の条件

- [II, a] 話し手の働きかけを遂行する相手が聞き手として存在する
- [II, b] 聞き手は、自分の意思でもって、その働きの実現化を計り、その働きを遂行・達成することができる

事態の条件

- [III] 命令されている事態は、未だ実現されていない事態である。

[I, a] の立場とは、目上であるということである。目上とは、年齢、職業上の上司、教師と学生などの関係で、恩恵によるもの、先後によるもの、利害によるもの、上下によるものなどがある。また、目上でなくとも、親しい関係であれば、命令をする立場にあると考えられる。命令の条件ではこの「命令ができる立場」が話し手になることが第一の条件である。

このように、「命令形」や「禁止形」を使用したものだけが「命令文」ではない。

3. 日本語教育における「命令文」

日本語教育の初級では、「命令形」・「禁止形」を使用した命令文に関しては、ほとんどの初級教科書で取り上げられている。しかし、「命令形」を使っていない命令文を学習シラバスとして取り上げている教科書はない。

初級での「命令形」、「命令文」は、図1のように、強盗が命令する場合や車を止める場合など実際に学習者のニーズには合っていないものが多いように思われる。また、図2のように「命令文」の学習項目というよりは、「～という意味です」、「～と言います」や「～と言っていました」等の引用表現の作り方を学ばせようとする意図のもと学習項目の一つになっている。

1. 例1: → 金を出せ。 例2: → ボールを投げるな。
- 1) → 2) → 3) →
- 4) → 5) → 6) →

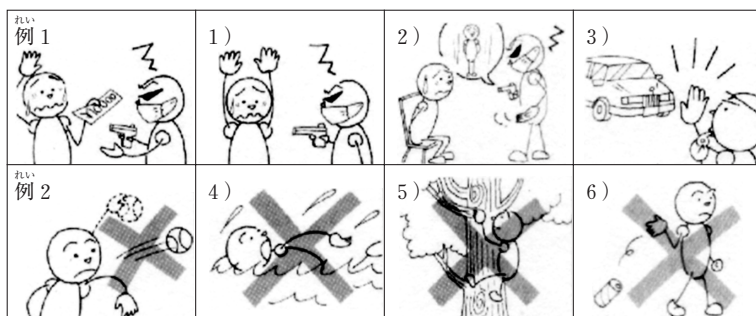


図1 「みんなの日本語 初級Ⅱ」

例： → あそこに ^{なん}何と ^か書いて ありますか。
 ……「^{さわ}触るな」と ^か書いて あります。

1) → 2) → 3) →

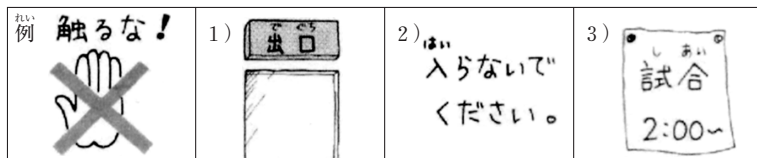


図2 「みんなの日本語 初級Ⅱ」

また、北陸大学編入留学生（3年生）28名に「命令文」の定義と「命令文」の例を書いてくださいというアンケートを行った結果、「命令文」の定義を知っている学生は28名で、「命令文」の例では「命令形」、「禁止形」以外の例を挙げた学生は0名だった。

実際に、日本語学習者が「命令形」以外の「命令文」についての学習をする機会はほとんどない。また、初級以降でも学習するチャンスがなく、学習歴が長い日本語学習者にとっても知識として「命令形」以外の「命令文」が存在するということを知らない場合が多い。

4. 実際の「命令文」

「命令文」の条件に当てはまる文はどんなものがあるか、日本語学習の初級の学習項目を中心に考察する。

4-1. 動詞

「て形」での命令

日本語教育の初級で、動詞のて形は、「～てください」と依頼する場合、「図書館に行って、本を読みました」などの動作やことがらの継起、「この店の料理は安くて、おいしい」などの並列として学習する。また、依頼として次のように使うことができる。

- (1) こっちに来て。
- (1) こっちに来てくれ。

しかし、命令として使うことも可能である。

- (2) (教師が学生に) はい、きちんと座って。
- (3) (お母さんが子供に) ちゃんとやって。

(2), (3) は、教師、お母さんが学生、子供に行為を強制するものであり、決定権が学生、子供にないために命令として使っている例である。

「た形」での命令

「た形」は、「昨日、友達とごはんを食べました」など過去をあらわすものや「もうごはんを食べましたか」、「まだ、食べていません」など完了を表す際に使用する。この「た形」でも命令を表すこともある。

- (4) (人ごみをかき分けるようにして) ほら、どいた、どいた
- (5) (せかすように) ほら、食った、食った
- (6) (万引きをした子供に) ちょっと待った

この「どいた」、「食った」、「待った」は、形の上では「過去形」に見えるが、意味の上ではそれぞれ「どけ」、「食え」、「待て」という命令である。これは、森田(1991)が述べている掛け声の命令である。(4)や(5)のように2度使うものが多い。しかし、この用法は常に使用できるわけではなく、差し迫った状況でのみ使えるものである。つまり、命令をすることが、差し迫った状況になっていないと不自然である。また(6)'のように未来のことについて命令することはできない。

- ※ (6)' 明日、食った。
- (7) 明日、食え。

「る形」での命令

「る形」は「辞書形」ともいわれ、(8)や(9)のように、日本語教育の初級では形式名詞の「こと」や「できる」などについて様々な文を作ることができる。

- (8) 趣味はサッカーを見ることです。
- (9) 一輪車に乗ることができます。

この、「る形」でも命令を表すことができる。

- (10) (先生が学生に) はい、席に着く
- (11) (アルバイト先で) すぐに洗う
- (12) すわる！

尾上(2001)が(11)は発話の現場にいる人格的な相手に向かって行動することを要求する表現で命令であると述べているように、発話者が相手に対し、強制的に席に着かそうとしている、洗わせている点からこのような文は命令となる。実際に多くの場面でこのような形を使用した命令を聞くことがある。

「ない形」での命令

「ない形」を使い、禁止の依頼表現を作ることができるが、「ない形」だけでも禁止を表す

ことが可能である。(13), (14) は, 相手に決定権があるために命令ではなく, 依頼の表現である。しかし, (13)'や (14)'のように目上の人が目下の者に直接指示を出したり, 叱責をしたりする際には命令の意味としてとらえることができるだろう。

- (13) 食べないでください。
- (14) 行かないで。
- (13)'(会議中は) お菓子を食べないでください!
- (14)'(授業中に) トイレは行かないで!

また, (15), (16) のように「～をしてはいけない」というような形ではなく, 動詞のない形の活用だけで禁止を表すことができる。これらは, 注意として命令で用いられることが多く, 学校等で先生が叱責をする際に使用するのではないだろうか。

- (15) (先生が学生に) 話さない。
- (16) (警察が) こら, 自転車の2人乗りはしない。

これらの命令文の特徴としては, 「た形」の命令文以外は, 女性でも使用可能であるということである。「命令形」を使用した命令では, 男性のみが使用できるが, これらの表現は女性が使用しても違和感がないのではないだろうか。

4-2. 形容詞

形容詞は, 名詞(句)を修飾したり, 主語におかれた名詞(句)の状態を言い表したりする語である。庵(2001)

しかし, 形容詞でも, 一語文や副詞的な役割をする形容詞は, 命令の意味となる場合もある。

- (17) (よそ見をして車が来たことに気付かない人に) 危ない!
- (18) (授業中に騒いでいる学生に) うるさい!

これらは, 物事の持つ性質を表現しているのではなく, 「危ない」という発話で, 「逃げろ」という意味を表している, また, 「うるさい」と言うことで, 「静かにしろ」という意味を表している。

- (19) (すぐに行動しない子供に) 早く!
- (20) (急いで走ってくる子どもに) ゆっくり!

(19) は, 早く何らかの行動を聞き手に求めており, 動詞はその聞き手がしていること, すべきことを「早くしろ」という意味である。(19) は「早く」の対義語である「ゆっくり」という副詞を「ゆっくりとしなさい」という場合に使用し, 命令の意味となることができる。

な形容詞を使用した命令文も存在する。

(21) 静かに！

(22) だめ！

(21) は (18) と同様に、「静かにしろ」ということを表している。また、「だめ」は、聞き手が行動していることを禁止させる表現である。

4-3. 名詞

名詞や感動詞の一語文でも、命令を表せる表現はある。

(23) (上司が) 横田！

(24) (授業中に寝ている学生に先生が) くら！

(25) (自転車を盗んでいる泥棒に) おい！

名前を呼んで、「こっちにこい」という意味や聞き手がしている行為を禁止したりすることを表すことが可能である。また、「くら」、「おい」なども命令、禁止の意味として、聞き手に対して発することがあるだろう。

(26) (妻に) お茶！

(27) (部下に) 資料！

このように、必要だから「持ってこい」というような場合でも名詞の一語文で命令をすることができる。

5. まとめ

以上、本稿では、「命令文」が実際にどのような形で会話等に表出するかを日本語教育の立場から考察した。

日本語学習の初期の学習シラバスとして取り上げられている動詞の活用や形容詞等が命令を表せることが明らかになった。

「命令形」を使った命令と同様に日本語学習者が初級段階で使用することは少ないが、学校という教師と学生が存在する空間で日本語を学習することや、学校外のアルバイト等で雇う人と雇われる人という関係で働く学生が多いことを考慮すると、「使う」必要はないが「聞いて分かる」必要があると思われる。これらの表現は日本語学習の初級で学ぶものであるため、改めて学習する機会が少なく、「簡単だが分からない」日本語の一つであろう。

今後の課題としては、この命令文をどのように、そしてどの時期に日本語教育に取り入れ、教材化していくかということである。

参考文献

- 尾上圭介 (2001) 「文法と意味 1」 くろしお出版
小林ミナ (2005) 「コミュニケーションに役に立つ日本語教育文法」『コミュニケーションのための日本語教育文法』くろしお出版
林巨樹 他編 (2004) 「日本語文法がわかる事典」東京堂出版
松岡弘 編 (2000) 「初級を教える人のための日本語文法ハンドブック」スリーエーネットワーク
仁田義雄 (1991) 「日本語のモダリティと人称」くろしお出版
森田良行 (1991) 「言葉のみがく～日本語の持ち味, 隠し味」創拓社
吉川武時 (1989) 「日本語文法入門」アルク

参考教科書

- 国際交流基金 (編) (1986) 「日本語初歩」改訂版 凡人社
国際日本語普及協会 (1994) 「Japanese for Busy People I」(Revised edition) 講談社インターナショナル
人民教育出版社・光村図書出版 (編) (1998) 「標準日本語 初級上」人民教育出版社
スリーエーネットワーク (1998) 「みんなの日本語初級 I 本冊」スリーエーネットワーク
筑波ランゲージグループ (1991) 「Situational Functional Japanese Volume One: Notes」(初版) 凡人社
東京外国語大学 留学生日本語教育センター (編) (1994) 「初級日本語」(新装版) 凡人社
文化外国語専門学校 (編) (2000) 「新文化初級日本語 I」凡人社